

## インフレスライドの増額について

クリーンセンター再整備工事の完了に伴う舗装復旧工事について、アメリカ・イラン紛争の影響により原材料価格が上昇していることから、葉山町標準工事請負契約約款第25条第6項に規定するインフレスライド条項を適用することとして増額補正をさせていただくものです。

1. 対象工事名 町道牛ヶ谷・戸根山線舗装復旧工事

2. 契約締結日 令和8年2月9日

3. インフレスライド増額分の算出

① 請負代金から基準日（※1）までの出来高部分に相応する請負代金を控除した額  
（変更前の残工事額）・・・72,800,200円

「単価等は賃金・物価変動前（予算執行時点） 適用年版：令和7年12月」

② 上記①の残工事額を変動後の賃金・物価を基礎として算出した額  
（変更後の残工事額）・・・79,692,800円

「単価等は賃金・物価変動後（基準日時点） 適用年版：令和8年4月」

（※1）基準日とは、発注者と受注者とが協議して定めた日で、基準日時点での残工事が変更の対象となる。

③ 算出方法

$$\begin{aligned} &79,692,800 \text{円 (②)} - 72,800,200 \text{円 (①)} - (72,800,200 \text{円 (①)} \times 1.0\% \text{ ※2}) \\ &= 6,164,598 \text{円 (税込) 【インフレスライド増額分】} \\ &\underline{\underline{\div 6,165,000 \text{円 (補正予算額)}}} \end{aligned}$$

（※2）工事請負契約に規定する「賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更」についての運用基準に基づき、受注者の負担を変更前残工事額の1.0%としています。